

あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証審査実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証実施要綱（以下、「要綱」という。）第6条に規定する審査について必要な事項を定めるものとする。

（審査方法）

第2条 要綱に基づく審査は、あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証懇話会（以下「懇話会」という。）において収集する構成員個別の意見を参考にしながら、市長が総合的に判断して行う。

2 懇話会では、構成員が別紙（あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証 懇話会委員意見記載用紙）により意見の表明を行い、尼崎市長へ提出する。また、必要に応じて、書面協議にて行う。

3 懇話会は書面協議にて行うことができる。

（認証基準）

第3条 本制度申請時点で、以下に示す基準を全て満たすと認められる事業所とする。

- (1) 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）を遵守していること。
- (2) 労働関係法令を遵守し、安心・安全かつ適切な就労環境の整備に努めていること。
- (3) 外国人材の在留資格の範囲内でその能力を発揮し、中長期にわたって定着できるよう事業主が率先して制度の構築に取り組んでいること。
- (4) 外国人材の人権を尊重するなど多文化共生の視点が盛り込まれた取組が、事業所内に周知されていること。
- (5) 外国人材の活躍促進が、組織全体の活性化につながっていること。

2 前項の基準に加え、以下の各号に掲げる評価の対象となる事業所は、それぞれ取組内容に応じた加点を行う。

- (1) 募集時において、現下の外国人労働者の雇用・育成等にかかる課題に応じて本市が示す特に評価するテーマに関し、秀でた取組を実施し、かつその取組が他の事業所の模範となるものであると認められること。
- (2) 事業所の組織風土やポテンシャルを活かした、他の事業所には見られない先進的な取り組みを行っていること。
- (3) 兵庫県が実施する『ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度』における認定を受けていること。

（懇話会委員）

第4条 懇話会を構成する委員は、4人以内とする。

2 構成員は、企業経営又は外国人の就労や生活実態の課題に対し深い見識を持つ学識経験者又は専門家等から、市長が委嘱する。

3 構成員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(実施の細目)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

(実施期日)

- 1 この要領は、令和5年12月18日から実施する。

付 則

(実施期日)

- 1 この要領は、令和8年7月8日から実施する。

(別紙)

あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証
懇話会委員意見記載用紙

事業所名	
------	--

懇話会委員名	
--------	--

〔意見表明方法〕

貴職のご見解について、あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証審査実施要領第3条第2号～第5号の認証基準に基づき○で囲っていただき、認証に関するご意見を添えてください。

評価 (各認証基準を)	十分 満たしている	満たしている	おおむね 満たしている	満たしていない
認証に関するご意見（条例3条第 号関係）				

認証基準（第3条第2項第1号）に関するご意見
認証基準（第3条第2項第2号）に関するご意見

以 上